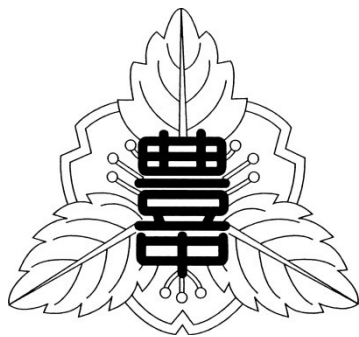


# PTA会則

令和6年(2024年)6月1日改正



## 豊中市立第二中学校PTA

豊中市宮山町2丁目1番1号

TEL 06(6843)5288・5289

## 豊中市立第二中学校PTA会則

(令和6年6月1日改正)

### 第1章 名称

第1条 本会は、豊中市立第二中学校PTAと称する。

### 第2章 目的

- 第2条 本会の目的は、下記のとおりとする。
1. 学校、家庭及び社会における生徒の福祉を増進する。
  2. 生徒の幸福のため、保護者と教職員とが協力する。
  3. 生徒の教育的環境をよくする。
  4. よい保護者よい教職員となるように努力する。
  5. 民主教育に対する理解を深め、これを発展させる。
  6. 教育財産を確立することに協力する。

### 第3章 方針

- 第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、下記の方針に従って活動する。
1. 本会は、第2章の目的に向け学校と協調して活動する。
  2. 本会は、非政党的、非宗教的、非営利的であって特定の政党や候補者を支持せず、いかなる宗教活動も営利事業も支持しない。
  3. 本会は、自主独立のものであって他のどんな団体の支持も干渉もうけない。
  4. 生徒の福祉増進のため活動する他の団体、機関と協力する。
  5. 本校PTA会員（第4条による）であった者（以下、PTA OB会員とする）の参加、協力ができる。

### 第4章 会員

- 第4条 本会の会員は、下記のとおりである。
1. 本校に在籍する生徒の保護者
  2. 本校に勤務する校長、教頭及び教職員
  3. 本会の趣旨に賛同し運営委員会で認められた者
- 第5条 会員は、すべてに平等の権利と義務を有する。

## 第5章 経 理

- 第6条 本会の経費は、会費、自発的な寄付金及びその他の収入によって支弁する。
- 第7条 会費は、月額350円の定額とし、年1回年度初めにまとめて納入する。転出等により退会する場合には、在籍していない月の会費を返金する。
- 第8条 本会の経理は、総会で認められた予算に基づいて行われ、会計監査委員の監査を経て総会に報告しなければならない。
- 第9条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月末日までとする。

## 第6章 役員及び会計監査委員とその選出

- 第10条 本会の役員及び会計監査委員は、下記のとおりとする。
1. 会 長 1名 保護者
  2. 副会長 1名以上 保護者  
(複数の場合、男女が入ることが望ましい)
  3. 書記 2名以上 保護者及び教職員
  4. 会計 1名以上 保護者
  5. 会計監査 2名 保護者
- 第11条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。公選による公職者は、役員候補になることは出来ない。また、役員に就任してから公選による公職選挙に立候補する時は、役員を辞任しなければならない。
- 第12条 役員及び会計監査委員の選出方法は、別に規則を定めてその方法によって行う。
- 第13条 役員及び会計監査委員の任務は、次の通りとする。
1. 役員の任務
    - (1)会長は、本会を代表して会務を統括し、役員会を臨時招集することができる。
    - (2)副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。
    - (3)書記は、総会・運営委員会の議事及び本会活動に関する重要事項を記録し、各種の会合について通知する。
    - (4)会計は、総会で承認された予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
  2. 会計監査委員の任務  
随時会計が行う経理状況を監査し、総会に結果を報告する。なお、定例監査(10月)は9月末までの経理状況を、決算監査(翌4月)は3月末までの経理状況を監査する。

会計監査委員は互選によりその代表を定めることが出来る。

## 第7章 総 会

- 第14条 総会は、全会員をもって構成され本会の最高議決機関である。
- 第15条 総会は会長が招集し、定数は家庭数の5分の1とし、議決は出席者の過半数による。
- 第16条 定時総会は、毎年1回5月に開き、その他必要がある時は随時総会を開くことが出来る。  
定時総会は書面総会とすることができる。  
また、運営委員会が必要と認めた場合、または会員の10分の1以上の要求があった場合は、会長はこれを招集しなければならない。

## 第8章 運営委員会

- 第17条 運営委員会は、役員及び第9章で定める各委員会の長及び学校長と教頭をもって構成する。
- 第18条 運営委員会は、原則として毎月1回開き、会長が必要に応じ、各副委員長・教職員代表者・PTA・OB代表者等、会長が認めたメンバーを加えて運営委員会を随時招集することが出来る。
- 第19条 運営委員会は、本会の運営・事業計画等につき総合的審議を行う。

## 第9章 委員会

- 第20条 本会の活動のため、下記のような委員会を置く。  
委員長・副委員長の選出方法は、別に定める委員長・副委員長選出規則により行い、委員の選出方法は、別に定める委員選出規則により会長が委嘱する。
1. 学級委員会  
学級と生徒家庭との連絡調整に努め、PTAの運営に協力する。
  2. 施設委員会  
学校の施設について協力する。
  3. 文教・保健体育委員会  
学校及び家庭での保健体育及び教養の向上について協力する。
  4. 地域健育委員会  
生徒の校外に於ける健全な生活の向上に協力する。
  5. 広報委員会  
会の広報活動に協力する。

6. 指名委員会  
次年度のPTA役員・会計監査委員・委員長・副委員長の選出に協力する。
7. その他の委員会  
第20条に基づく委員会の活動内容とする。
- 第21条 必要に応じて委員会を増減することが出来る。
- 第22条 学校長はすべての会合に出席して意見を述べることが出来る。
- 第10章 会則等の改正など
- 第23条 本会会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成により、改正することが出来る。  
ただし、改正案は総会の10日前までに全会員に通知しておかなければならない。
- 第24条 本会会則に疑義が生じた時は、暫時運営委員会の解釈に従い執行し、後日すみやかに臨時総会を行って承認を得なければならない。
- 第25条 本会会則の執行に関し、必要に応じ運営委員会の議決により規則・規定を定めることが出来る。  
定められた規則・規定は、すみやかに全会員に通知し、総会で報告しなければならない。

#### 附 則

1. 本会会則は平成17年2月4日から実施する。
2. 会則第24条により、豊中市立第二中学校PTA慶弔規定を平成17年2月4日から実施する。
3. 会則第24条により、豊中市立第二中学校PTA学校支援指導者等（人材バンク）派遣規則を平成17年2月4日から実施する。
4. 会則第24条により、豊中市立第二中学校PTA規約を一部改正し、平成20年2月27日から実施する。
5. 会則第25条により、豊中市立第二中学校PTA規約を一部改正し、平成25年5月11日から実施する。
6. 会則第21条及び第25条により、豊中市立第二中学校PTA規約を一部改正し、平成28年5月14日から実施する。
7. 会則第23条により、豊中市立第二中学校PTA規約を一部改正し、令和2年4月1日から実施する。
8. 会則第25条により、豊中市立第二中学校PTA規約を一部改正し、令和6年6月1日から実施する。

## 役員・会計監査委員 選出規則

1. 役員の選出にあたっては、立候補者、推薦者は指名委員会にその旨通知することが出来る。
2. 指名委員会はそれぞれの役職の定数の候補者を本人の同意を得て指名する。
3. 会計監査委員の選出は、役員の推薦により本人の同意を得る。
4. 役員及び会計監査委員は、候補者の氏名を全会員に通知し、3月末までに信任投票を行い選出される。
5. 信任投票の可否は、投票者の過半数をもって信任とする。

#### 附 則

1. 会則第12条により、豊中市立第二中学校PTA役員及び会計監査委員選出規則を平成17年2月4日から実施する。
2. 会則第12条により、豊中市立第二中学校PTA役員及び会計監査委員選出規則を一部改正し、平成20年2月27日から実施する。
3. 会則第12条により、豊中市立第二中学校PTA役員及び会計監査委員選出規則を一部改正し、平成25年5月11日から実施する。

## 委員長・副委員長 選出規則

1. 各委員会の委員長・副委員長の選出にあたっては、立候補者、推薦者は指名委員会にその旨通知することが出来る。
2. 指名委員会は各委員会毎に1名以上の委員長の候補者、必要に応じて副委員長の候補者を本人の同意を得て指名する。
3. 委員長・副委員長は、役員・会計監査委員と同様に候補者の氏名を全会員に通知し、3月末までに信任投票を行い選出される。
4. 信任投票の可否は、投票者の過半数をもって信任とする。

#### 附 則

1. 会則第20条により、委員長選出規則を一部改正し、平成20年2月27日から実施する。
2. 会則第25条により、委員長・副委員長選出規則を一部改正し、平成28年5月14日から実施する。

## 委員 選出規則

1. 新年度の各委員は、立候補・推薦により、新運営委員(四役員及び各委員長)が選出し、会長が委嘱する。
2. 各委員の人数及び選出時期
  - (1) 地域委員は前年度末に選出 (各地域より適正数選出)
  - (2) 他の委員は新年度に選出
    - ア. 学級委員は各学級より1名以上(副委員長を兼ねることが出来る)
    - イ. 施設委員、文教・保健体育委員、広報委員、指名委員、地域健  
育委員は適正数とする。

### 附 則

1. 会則第20条により、委員選出規則を一部改正し、平成20年2月27日から実施する。
2. 会則第25条により、委員選出規則を一部改正し、平成25年5月11日から実施する。
3. 会則第21条及び第25条により、委員選出規則を一部改正し、平成28年5月14日から実施する。

## 豊中市立第二中学校PTA 慶弔規定

- 第1条 本規定は、豊中市立第二中学校PTA慶弔規定という。
- 第2条 本規定は、本会の役員、会員及び生徒、学校教育関係者に慶事弔事等の事由があった場合、それぞれの意を表すものとし、申し出があった場合に支払う。
- 第3条 本規定の定めるところの経費は、PTAの慶弔費をもってこれに充てる。
- 第4条 本規定による慶弔に対する返礼は認めない。
- 第5条 本規定の細目は下記の通りとし、金額はこれに相当する物品を贈り、慶弔の意を表す。

1. 役員の場合
  - ▲本人死亡 香典 5,000円 または、生花 相当分
2. 生徒の場合
  - ▲本人死亡 香典 10,000円 または、生花 相当分
3. 会員の場合
  - ▲生徒の保護者死亡 香典 5,000円 または、生花 相当分
  - ▲職員死亡 香典 5,000円 または、生花 相当分
  - ▲職員の配偶者死亡 香典 5,000円 または、生花 相当分
  - ▲職員の父母死亡 香典 5,000円 または、生花 相当分
  - ▲職員の子ども死亡 香典 5,000円 または、生花 相当分
  - ▲職員の結婚祝 祝金 5,000円 または、祝電

◇本規定の適用について、特別事情がある場合はその都度、役員会で協議の上対応する。

### 附 則

1. 本規定は、平成17年2月4日より実施する。
2. 会則第25条により、慶弔規定を一部改正し、令和6年6月1日から実施する。

## 学校支援指導者等（人材バンク）派遣規則

### （趣旨・目的）

第1条 本規則は、豊中市立第二中学校（以下「中学校」という。）における豊中市立第二中学校PTA学校園支援者（以下「指導者」という。）の中学校の教育活動等への支援に関し、必要な事項を定める。

### （内容・条件）

第2条 指導者の支援内容は、次のとおりとする。

- （1）部活動に関すること。
- （2）その他総合的な学習等学校長が認める活動に関すること。

第3条 指導者の支援条件は、次のとおりとする。

- （1）教員及び顧問の補助としての支援であること。
- （2）生徒を対象とする教育活動であること。

### （手続き等）

第4条 豊中市立第二中学校PTA人材バンクに登録された指導者が、支援活動を行うものとする。

- （1）豊中市立第二中学校PTA人材バンクへの登録は、「豊中市立第二中学校PTA人材バンク申込書」に登録する。
- （2）登録の期間は、各年度単位とし年度途中は残期間とする。再登録は、登録者と協議により行う。

### （経費負担等）

第5条 指導者に対する経費等は、別に定める。

### 附 則

1. この規則は、平成17年2月4日から実施する。